

山鹿市特産工芸村、山鹿市鞠智城跡物産館の指定管理者の募集について

山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定手續条例」という。）第2条の規定により、山鹿市特産工芸村、山鹿市鞠智城跡物産館（以下「特産工芸村等」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

令和8年8月24日

山鹿市長 早 田 順 一

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山鹿市特産工芸村
所在地 山鹿市菊鹿町下内田733番地
- (2) 名 称 山鹿市鞠智城跡物産館
所在地 山鹿市菊鹿町米原451番地16

2 指定管理者が行う管理の業務内容

- (1) 特産工芸村等の運営に関する業務
- (2) 特産工芸村等の利用に関する業務
- (3) 都市と農村の交流のための事業に関する業務
- (4) 地域の活性化につながる事業に関する業務
- (5) 特産工芸村等の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が特産工芸村等の管理運営上必要と認める業務
- (7) その他仕様書に定める業務

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 選定の基準

指定手續条例第4条各号に掲げるとおりとします。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (2) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年山鹿市告示第122号）第2条の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定を取り消された日から1年、又は指定管理の業務の全部若しくは一部を停止された期間の満了する日から6か月を経過していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続を行っていないこと（会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。また、電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 労働者災害補償保険に加入していること（従業員を雇用している場合に限る。）。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者の登録を受けている又は指定管理期間開始までに登録を受ける予定であること。

6 申請書提出先及び受付期間

(1) 提出先及び問合せ先

山鹿市農林部農業振興課（市役所庁舎2階） 担当 井手、高木

〒861-0592 山鹿市山鹿987番地3

電話番号 0968-43-1556

FAX番号 0968-43-8795

電子メールアドレス

nshin@city.yamaga.kumamoto.jp

(2) 受付期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

提出先へ直接持参し、又は郵送（一般書留又は簡易書留のいずれか）するものとします。ただし、郵送による場合は、受付期間内に到着するものとし、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しません。また、電送（電子メール、ファクシミリ）による提出は、受け付けません。

7 その他

詳細については、山鹿市特産工芸村、山鹿市鞠智城跡物産館指定管理者募集要項に定めるとおりとします。